

--	--	--	--	--	--	--

預金保険法では、金融機関が破綻した場合の預金者ごとに保護される預金額の確定を迅速に行うため、金融機関は預金者のデータを整備しておくことを義務付けられています。団体の預金については、「法人」、「権利能力なき社団・財団」、「任意団体」のいずれに該当するかを判断のうえデータを整備いたしますので、下記調査にご協力をお願いいたします。

団体預金調査票

太枠内をご記入ください。

年 月 日

フリガナ				お届け印
団体名				
フリガナ				
代表者名				
団体の区分		<input checked="" type="checkbox"/>	提出いただく書類等	預金保険法での取り扱い
法人		<input type="checkbox"/>	法人登記簿謄本(登記事項証明書)または法人の設立内容がわかる書類を提出してください。	1預金者として取り扱います。
法人以外	団体の規約有	<input type="checkbox"/>	団体の規約を提出してください。	規約内容により「権利能力なき社団・財団」と認められた場合は法人と同様1預金者として取り扱います。それ以外はすべて「任意団体」となり、団体の構成員個人の連名預金として分割されます。
	団体の規約無	<input type="checkbox"/>	団体の活動内容を下記に記入してください。 ()	

信用組合記入欄

権利能力なき社団・財団	1	代表の選出方法、権限等が定められていること	適・否
	2	総会の運営・決議内容が定められており、多数決の原則であること	適・否
	3	団体としての財産管理方法(会計)が定められていること	適・否
	4	共有持分権、分割請求権の規定がないこと	適・否
	5	構成員の変更にかかわらず団体が存続すること(聞き取り)	適・否
	6	個人財産から分離独立した基本財産が定められていること	適・否

判定区分	1. 法人	法人格有り
	2. 権利能力なき社団・財団	上記要件をすべて満たしている
	3. 任意団体	上記要件を満たしていない

※判定にあたっては「預金保険制度の解説Q&A」を参照すること。疑義がある場合は事務管理課および法務担当へ確認すること。

<法人および権利能力なき社団・財団>

預保用カナ氏名	
設立年月日	年 月 日

受付印

点検	認定	審査	受付